

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

令和7年  
9月9日  
(火曜日)

## 目次

### ○公告

- 一 契約の締結（デジタル・ガバメント推進課）……………
- 一 屋外広告物講習会の開催（都市計画課）……………
- 二 開発行為に関する工事の完了（建築指導課）……………
- 二 ○公安委告示……………
- 二 機械警備業務管理者講習の実施……………



### （二五九）契約の締結

次のとおり随意契約の方法により契約を締結しました。

令和七年九月九日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地  
総合企画部デジタル推進局デジタル・ガバメント推進課 山口市滝町一番一号
- 二 契約に係る特定役務の名称及び数量  
県庁LANスイッチ機器等更改業務 一式
- 三 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日  
令和七年六月三十日

五 契約の相手方の名称及びその主たる事務所の所在地

NTTビジネスソリューションズ株式会社 大阪市北区大深町三番一号

六 契約金額

一億八千五百二万円

七 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第 三百七十二号）第十一条第一項第二号に該当するため

八 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

### （二六〇）屋外広告物講習会の開催

山口県屋外広告物条例（昭和四十一年山口県条例第四十一号）第二十三条第一項の規定に基づき、屋外広告物講習会を次のとおり開催します。

令和七年九月九日

山口県知事 村岡 嗣政

一 講習会の日時及び場所

| 日               | 時                      | 場 所                      |
|-----------------|------------------------|--------------------------|
| 令和七年十一月十一日（火曜日） | 午前九時五十分から<br>午後五時十五分まで | 山口市滝町一番一号<br>山口県庁共用第四会議室 |

二 講習科目及び時間

| 科              | 目 | 時 間 |
|----------------|---|-----|
| 屋外広告物に関する法令    |   | 二   |
| 屋外広告物の表示に関する事項 |   | 二   |
| 屋外広告物の施工に関する事項 |   | 二   |

三 受講の手続

講習を受けようとする者は、山口県屋外広告物条例施行規則（昭和四十二年山口県規則第五号）第十五条に規定する屋外広告物講習会受講申込書に屋外広告物講習会受講手数料三千五百円に相当する山口県収入証紙（この収入証紙には、消印をしないこ

と。)及び写真(縦四センチメートル、横三センチメートルとし、申込前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。裏面には、氏名を記入すること。)を貼って、その者の住所地を管轄する土木事務所の長を経由して知事に提出すること。

四 受講申込書の受付期間

令和七年九月十日(水曜日)から十月十日(金曜日)まで(郵送の場合は、十月十日までの消印のあるものは、有効とする。)

五 その他

(一) 受講案内及び受講申込書の請求は、山口市滝町一番一号 山口県土木建築部都市計画課又は最寄りの土木事務所にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「屋外広告物講習会」と朱書きし、百十円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封すること。

(二) この講習会についての問合せは、山口県土木建築部都市計画課(電話〇八三一九三三―三七二〇)又は最寄りの土木事務所にすること。

(一六二) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和七年九月九日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 開発区域に含まれる地域の名称

下松市南花岡一丁目

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

周南市秋月三丁目一四番一六号

砂田 和也

一 工区に含まれる地域の名称

長門市三隅下字殿村北新開、字殿村中新開及び字殿村南新開(二工区)

二 開発許可を受けた者

長門市



山口県公安委員会告示第三十九号

警備業法(昭和四十七年法律第百十七号)第四十二条第二項第一号の機械警備業務管理者講習を次のとおり実施する。

令和七年九月九日

山口県公安委員会

一 講習の日時及び場所並びに受講者の定員

(一) 日時 令和七年十月二十二日(水曜日)から同月二十四日(金曜日)までの午前九時から午後五時三十分まで

(二) 場所 山口市湯田温泉五丁目一番一号 カリエンテ山口(山口県婦人教育文化会館)

(三) 受講者の定員 二十人

二 受講申込書の受付期間

令和七年九月二十二日(月曜日)から同月二十六日(金曜日)まで

ただし、受付期間内であっても、申込者の人数が受講者の定員の数に達したときは、受付を締め切るものとする。

三 受講申込書の提出先

山口県内の最寄りの警察署

四 受講申込書の提出方法

受講申込書は、持参して提出するものとし、郵便によるものは、受け付けない。

五 提出書類

(一) 機械警備業務管理者講習受講申込書(警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和五十八年国家公安委員会規則第二号)別記様式第一号によること。)

(二) 写真(縦三センチメートル、横三センチメートルとし、申込前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上半身像及び無背景のものとする。)

六 受講手数料

三万九千円に相当する山口県収入証紙を受講申込書の下部余白欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

七 講習の実施の委託

講習は、山口市宮島町五番一三号 一般社団法人山口県警備業協会に委託して実施する。

八 その他

この講習についての問合せは、最寄りの警察署又は山口市滝町一番一号 山口県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話〇八三―九三三―〇一一〇）にすること。

令和七年九月九日印刷  
令和七年九月九日発行

發行所

山口県知事 山崎 亨